

島根県社会貢献活動促進基金実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、島根県社会貢献活動促進基金条例（平成21年島根県条例第15号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、島根県社会貢献活動促進基金（以下「しまね社会貢献基金」という。）の管理に関し、必要な事項を定める。

(しまね社会貢献基金の造成)

第2条 しまね社会貢献基金は、一般会計積立金、県民等からの寄附金及びこのしまね社会貢献基金の運用から生ずる収益をもって造成する。

(しまね社会貢献基金の処分)

第3条 条例第1条の規定に基づき、特定非営利活動の促進を図るために実施する事業は次の事業とし、その金額は毎年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(1) 社会貢献活動支援事業

(2) 制度推進事業

2 前項の事業の実施にあたっては、第5条による寄附者の希望を考慮するものとする。ただし、第5条第1項第3号による寄附金は、前項第2号に規定する事業に要する経費に充てるものとする。

第2章 寄附金

(寄附金の納入)

第4条 寄附しようとする者は、原則として、別に定める納付書により寄附を行うものとする。

(寄附金の区分)

第5条 しまね社会貢献基金への寄附は、寄附者が希望を添えることができるものとし、次の区分とする。

(1) 団体希望寄附

第11条に規定する登録団体のうち、特定の団体への支援を希望する寄附

(2) テーマ希望寄附

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）別表に掲げる活動（以下「NPO活動」という。）に関し、寄附者の意向（以下「テーマ」という。）に基づく島根県（以下「本県」という。）、島根県内の市町村等（以下「市町村等」という。）との協働事業への支援を希望する寄附

(3) 一般寄附

広く県内の社会貢献活動を支援するための寄附

2 前条の納付書に、団体希望寄附にあつては支援を希望する団体名を、テーマ希望寄附にあつては支援を希望する分野名を、一般寄附にあつてはその旨を、それぞれ記載するものとする。

3 第1項第2号の寄附について、寄附額が50万円以上の場合は、当該実施事業に、寄附者名を付記することができることとする。

(一般寄附への充当)

第6条 前条第1項第1号の寄附について、寄附者が支援を希望した団体が登録を更新しないとき、又は登録を抹消されたときは、一般寄附として扱うものとする。

(寄附金の受付窓口)

第7条 寄附金の受付窓口は、島根県指定金融機関、島根県指定代理金融機関又は島根県収納代理金融機関とする。

(寄附金の不返還)

第8条 しまね社会貢献基金に納付された寄附金は、いかなる場合も返還しない。

第3章 登録団体

(登録の申請)

第9条 第19条に規定する社会貢献活動支援対象事業の実施団体として登録を受けようとする団体は、しまね社会貢献基金団体登録(更新)申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(登録の要件)

第10条 前条の登録の申請を行うことができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 法に定める特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)のうち、次のすべてを満たすもの。

ア 主たる事務所の所在地が島根県内にあること。

イ 活動を行う主たる区域が島根県内であること。

ウ NPO法人成立の日以後1年及び1事業年度が経過していること。

エ 法第29条に規定する書類(以下「事業報告書等」という。)のすべてを所轄庁に提出していること。

オ 役員の中に暴力団関係者が含まれていないこと。

カ 県税及びその他の租税を滞納していないこと。

キ 日本財団公益コミュニティサイトCANPANに団体情報が登録されていること。

(2) NPO活動を主たる目的とする市民活動団体(以下「市民活動団体」という。)のうち、次のすべてを満たすもの。

ア 活動を行う主たる区域が島根県内であること。

イ 市民活動団体設立の日以後1年及び1事業年度が経過していること。

ウ 組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)、予算及び決算書類を整備していること。

エ 過去5年以内に島根県内の行政機関と協働で事業(補助、委託又はそれに類するもの)を行った実績を有すること又は現在行っていること。

オ 法第2条第2項第2号に該当すること。(法の規定を援用)

- カ 団体の役員が法第 20 条各号に該当しないこと。（法の規定を援用）
 - キ 法第 21 条の規定を満たしていること。（法の規定を援用）
 - ク 県税及びその他の租税を滞納していないこと。
 - ケ 日本財団公益コミュニティサイト CANPAN に団体情報が登録されていること。
- (3) 前号のすべてを満たす市民活動団体から法人化した設立後 1 年又は 1 事業年度を経過していない N P O 法人のうち、知事が別に定める基準を満たすもの。

（登録の審査及び決定）

第 11 条 知事は、第 9 条の申請を受理したときは、前条に規定する要件の審査を行い、登録の適否を決定し、当該団体に通知するものとする。

（登録の期間）

第 12 条 登録の有効期間は、登録の日の属する年度の翌々年度末までとする。

（事業報告書等の提出）

第 13 条 第 11 条においてしまね社会貢献基金登録団体として登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、登録の翌年度から毎年度、事業年度の最終日から 3 月以内に、前事業年度の事業報告書等（任意団体にあってはこれに準ずるもの）を日本財団公益コミュニティサイト CANPAN の団体情報に掲載するものとする。ただし、これによりがたい場合は書面により知事に提出するものとする。

2 知事は、登録団体から前項に定める期日までに関係書類について日本財団公益コミュニティサイト CANPAN の団体情報への掲載、又は書面による提出がない場合には、登録を一時停止することができる。

（団体情報の公開）

第 14 条 知事及び登録団体は、当該団体及び当該団体の活動内容等に対する認知度を高めるため、第 9 条の申請書類を一般に閲覧させるほか、ホームページに公開するなど、当該団体の活動内容等を広く周知するものとする。

（登録の変更）

第 15 条 登録団体は、第 9 条の申請書類の内容に変更があったときは、しまね社会貢献基金団体登録変更届（様式第 2 号）を、速やかに知事に届け出なければならない。

（登録の更新）

第 16 条 登録団体は、登録の有効期間の満了後も引き続き登録を受けようとする場合は、登録の有効期間が満了する日の 1 月前の日までに、この要綱の定めるところにより登録の手続きを行うものとする。

（登録の抹消）

第 17 条 登録団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、しまね社会貢献基金団体登録抹消申出書（様式第 3 号）により、知事に登録の抹消を申し出なければならない。

- (1) 第10条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。
- (2) 登録を辞退しようとするとき。
- 2 知事は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その登録を抹消することができる。
 - (1) 前項の規定により登録団体から登録抹消の申し出があったとき。
 - (2) 第10条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により登録されたと判明したとき。
 - (4) その他知事が特に必要があると認めるとき。
- 3 知事は、前項第3号及び第4号の規定による登録の抹消を行おうとするときは、あらかじめ当該団体に対して、弁明の機会を与えるものとする。
- 4 知事は、第2項の規定により登録を抹消したときは、当該団体に通知するものとする。

第4章 社会貢献活動支援事業

(対象団体)

- 第18条 社会貢献活動支援事業（以下「活動支援事業」という。）の対象は、登録団体とする。
- 2 第19条に掲げる鳥取・島根広域連携協働事業については、登録団体が参加した団体とする。

(活動支援事業)

- 第19条 活動支援事業は、島根県内の社会貢献活動に資する次の事業とする。
- (1) 団体活動支援事業
登録団体のうち、寄附者が支援を希望した特定の団体が企画・実施する事業
 - (2) 寄附者設定テーマ型協働事業
寄附者の希望を踏まえて設定したテーマに基づき、本県、市町村等及び登録団体が協働で企画・実施する事業
 - (3) 協働推進事業
 - (ア) しまね協働実践事業
県政の課題を踏まえて、本県及び登録団体が協働で企画・実施する事業
 - (イ) 多様な主体との協働推進事業
地域の課題に対し、登録団体及び市町村を含む3者以上の多様な主体が協働で企画・実施する事業
 - (ウ) 鳥取・島根広域連携協働事業
鳥取・島根両県に共通する地域課題に対し、鳥取県及び鳥取県内のNPO法人等と本県及び登録団体が協働で企画・実施する事業
 - 2 前項の事業は、次の各号のいずれにも該当しない事業とする。
 - (1) 団体の定款等に定める活動目的と適合していないこと。
 - (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的としていること。
 - (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としていること。
 - (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又は

- これらに反対することを目的としていること。
 (5) 法令（県の条例等を含む）に反していること。

(活動支援事業等の額)

第20条 活動支援事業の額は、次のとおりとする。

(1) 団体活動支援事業

当該登録団体への団体希望寄附の金額の範囲内で、3万円を下限とし、知事が別に示す額を上限とする。

(2) 寄附者設定テーマ型協働事業

当該テーマへのテーマ希望寄附の金額の範囲内で、50万円を下限とし、知事が別に示す額を上限とする。

(3) 協働推進事業

本県がしまね社会貢献基金に拠出する額の範囲内で、200万円を上限とする。

- 2 一登録団体への一年度内における活動支援金の額は、1,000万円を上限とする。
 3 第1項及び前項の規定によりがたい場合は、別に知事が定めるものとする。

(活動支援事業の申請)

第21条 活動支援事業を実施しようとする団体は、しまね社会貢献基金活動支援事業申請書（様式第4号。団体活動支援事業にあつては、様式第4号の2。以下「活動支援申請書」という。）に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 鳥取・島根広域連携協働事業の申請については、別に定めるものとする。

(活動支援事業の対象経費)

第22条 活動支援事業の対象経費等は、次のとおりとする。

事業名	支援限度額	支援の対象となる経費	支援率
団体活動支援事業	知事が別に示す額	活動支援事業に要する経費のうち、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料・賃借料、賃金、備品購入費、その他知事が認めるもの	支援対象経費の10分の10以内
寄附者設定テーマ型協働事業		活動支援事業に要する経費のうち、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料・賃借料、賃金、その他知事が認めるもの	
協働推進事業	1事業につき200万円以内	活動支援事業に要する経費のうち、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料・賃借料、アルバイト及び有償ボランティア賃金、当該事業継続に必要な備品購入費、その他知事が認めるもの ただし、賃金及び備品購入費の合計額は支援対象経費総額の2分の1以内	
鳥取・島根広域連携協働事業		活動支援事業に要する経費のうち、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料・賃借料、賃金、その他知事が認めるもの	

- 2 協働推進事業について、他の経費支援（しまね社会貢献基金団体活動支援事業及び協働する市町村、企業、団体等からの経費支援を除く。）を受けている場合又は受ける見込みがある場合は、支援対象としない。

(活動支援事業の審査及び決定)

第 23 条 知事は、活動支援申請書の申請があったときは、別に定めるしまね社会貢献基金審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り、事業の採否を決定するものとする。

2 団体活動支援事業の審査にあたっては、寄附者の希望を考慮して事業の採否を決定するものとする。

3 寄附者設定テーマ型協働事業の審査にあたり、市町村等との協働に係る案件については、市町村等の関係者を審査委員会の委員とすることができるものとする。

4 鳥取・島根広域連携協働事業の審査にあたっては、鳥取県の関係者を審査委員会の委員とすることができるものとする。

5 知事は、第 1 項の規定により活動支援事業の採択を決定したときは、申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第 24 条 しまね社会貢献基金活動支援金(前条第 5 項で採択が決定した活動支援事業に対して交付する活動支援金をいう。以下「支援金」という。)の交付については、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付申請)

第 25 条 支援金の交付を受けようとする登録団体は、しまね社会貢献基金活動支援金交付申請書（様式第 5 号）に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(活動支援事業の変更)

第 26 条 前条の支援金の交付の決定を受けた団体（以下「活動支援事業団体」という。）が、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、しまね社会貢献基金活動支援金変更交付申請書（様式第 6 号）を知事に提出するものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業内容の主要な部分に関する変更

(3) 支援金の 20 パーセントを超える減額

(実施状況の報告)

第 27 条 活動支援事業団体は、知事が指示したときは、活動支援事業の実施状況を速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第 28 条 活動支援事業団体は、当該活動支援事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は支援金の交付を決定した日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、しまね社会貢献基金活動支援事業実績報告書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

(支援金の支払)

第 29 条 知事は、支援金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、活動

支援事業団体に対し、支援金の全部又は一部を概算払により交付することができるものとする。

- 2 活動支援事業団体は、支援金の概算払を受けようとするときは、しまね社会貢献基金活動支援金概算払請求書（様式第8号）を知事に提出するものとする。

（財産の管理）

第30条 活動支援事業団体は、支援事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、支援事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、支援金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（書類の保管）

第31条 活動支援事業団体は、活動支援事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該活動支援事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管するものとする。

（財産処分の制限）

第32条 活動支援事業団体は、取得財産等のうち価格が10万円以上のものについては、知事の承認を受けずに、支援金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該取得財産等の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間を超えた場合は、この限りではない。

（情報公開）

第33条 支援金の交付を受けて事業を実施した団体（以下「活動支援事業者」という。）は、活動支援事業の成果について、当該団体のホームページや広報物により、広く県民に情報を公開するものとする。

- 2 活動支援事業者は、知事が活動支援事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力をしなければならない。

第5章 制度推進事業

（制度推進事業）

第34条 制度推進事業の対象事業は、次の事業とする。

- （1）社会貢献活動を行う団体の運営力を強化するための研修等
- （2）優れた社会貢献活動を行う団体の顕彰事業
- （3）登録団体の情報発信の支援
- （4）しまね社会貢献基金の広報
- （5）その他しまね社会貢献基金の管理運営事務

- 2 前項の事業は、寄附金及び本県がしまね社会貢献基金に拠出する額の範囲内で行うものとする。

（対象団体）

第 35 条 前条の団体の運営力を強化するための研修等の対象となる団体は、県内で N P O 活動を行う団体とする。

(その他)

第 36 条 この要綱に定めるもののほか、しまね社会貢献基金の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 4 年 2 月 1 5 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づき実施した「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」及び「地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業」については、なお従前の例による。